

社会福祉施設等災害復旧費補助金（自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧）

- 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部について補助を行っている。

1. 対象施設

- ① 現在、「社会福祉施設等施設整備費補助金」等において国庫補助対象となっている社会福祉施設
 - ② 過去、「社会福祉施設等施設整備費補助金」等において国庫補助対象となっていた社会福祉施設
- 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活援助、福祉ホーム、保護施設、身体障害者社会参加支援施設、女性自立支援施設 等

2. 対象経費

- 社会福祉施設等の災害復旧事業に要する経費
- ※ 災害復旧事業が1件につき80万円以上

3. 設置主体

- 都道府県、政令市、中核市、社会福祉法人、医療法人 等

4. 負担割合

- ① 直接補助の場合 国 1/2、都道府県 1/2
 - ② 間接補助の場合 国 1/2、都道府県 1/4、設置主体 1/4
- ※ 激甚法の対象施設（公立施設の一部）については、被害状況に応じて負担割合が決定される。

5. 国庫補助協議に係る事務の流れ

